



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知・2件（農地水利課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）…………… 2

人事委員会事項

- 平成25年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則…………… 3

告 示

沖縄県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市皆福地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成25年1月28日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年2月6日から同年3月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市大代原地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成25年1月29日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年2月6日から同年3月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第75号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字長中地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 2月 5日から同年 3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（長中地区ほ場整備計画図作成）

沖縄県告示第76号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺字西新生地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 2月 5日から同年 3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（西新生地区ほ場整備計画図作成）

沖縄県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字汀間嘉手刈951番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第78号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、浦添市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市全域
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 1月12日から同年 3月22日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 3月23日まで縦覧に供する。

平成25年 2月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人沖縄鍼灸一期一笑

- 3 代表者の氏名 渡邊亜希
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米2丁目11番26号幸福ビル302
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民全体に対し、鍼灸治療活動を行い、県民の健康増進活動の発展に寄与し、鍼灸治療の普及を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月24日まで縦覧に供する。

平成25年2月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ロービジョンライフ沖縄
- 3 代表者の氏名 本永美代
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字真地421番地8慶世村マンション203
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に視覚障害のある方に対して、視覚障害者に対する日常生活・就労等についての支援・援助に関する事業、視覚障害者のための視覚補助具及びその使用方法等の普及・啓発に関する事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を行い、視覚障害のある方の社会参加の促進及び福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

人 事 委 員 会 事 項

平成25年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第1号

平成25年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第36条の規定に基づき、平成25年4月1日における特定職員（初任給等規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成25年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例）

第2条 平成25年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給等規則第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）とする。ただし、平成24年4月1日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成25年3月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 次項第3号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

- 2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあつては、3号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあつては、2号給）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあつては、1号給）
- 3 人事委員会の定める事由以外の事由によって平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、平成25年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 5 第2項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。
- （補則）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---